

国民健康保険税

国民健康保険税は、同一の世帯に属する方の分をまとめて世帯主の方に課税されます。

納税通知書

普通徴収の方は、6月上旬に送付します。年金からの特別徴収となる方には、7月中旬に決定通知書を送付します。

なお、申し出により口座振替に切り替えることができませんので、ご希望の方はご連絡ください。

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、75歳以上の方（65歳以上で一定のしよがいのある方を含む）が加入者となって納めていただくものです。

保険料率などについては2年に一度見直され、今年度が見直しの年となります。

納入通知書

普通徴収の方の納入通知書は、6月上旬に送付します。年金から特別徴収となる方は、7月中旬に決定通知書を送付します。

なお、申し出により口座振替に切り替えることができませんので、ご希望の方はご連絡ください。

また、国民健康保険税を口座振替で納めていた方でも振替は自動継続されないため、改めて手続きが必要になりますのでご注意ください。

減免とは、納付すべき額の一部または全部を免除するものです。次の事項に該当すると思われる方は、納税通知書が届いてから納期限の7日前までに申請してください。

減免について

病気などによる廃業や災害などで、以前より著しく所得が減少したなどの場合に減免を受けることができます。ただし、生計を一にする方の資力の状況などにより生活に支障がないと認められるときは受けられません。

※減免に該当すると思われる方、何らかの理由で納付が困難な方は、お早めにご相談ください。

令和8年度 町税等納期限一覧表

納付には便利な口座振替をぜひご利用ください

	軽自動車税	町道民税	固定資産税	国民健康保険税 後期高齢医療保険料
令和8年 6月1日(月) [*]	1期			
6月30日(火)		1期		1期
7月31日(金)			1期	2期
8月31日(月)		2期		3期
9月30日(水)			2期	4期
11月2日(月) [*]		3期		5期
11月30日(月)			3期	6期
12月28日(月)		4期		7期

※月末が土日などで役場閉庁日となるため、翌平日となっています。

■納税（納入）通知書などの様式が変更となります

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく標準準拠システムへの移行に伴い、令和8年度分の町税や後期高齢者医療保険料の納税（納入）通知書や課税明細書が国の定める標準様式に変更になります。

■納期限内納付のご協力をお願いします

各種町税などについて、納期限までに完納されない場合、納期限内に納められた方との公平性を図るため、法律により、国税などと同様にその納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて延滞金が発生する場合があります。

納期限までに納付が確認できない場合は、延滞金の請求、徴収を強化してまいりますので、町税などの納期限内納付のご協力をお願いします。

問合せ 税務住民課税務グループ ☎ 2513